

## 農地転用（農地法第4・5条）申請書類（毎月5日締切）

提出種類	チェック欄	書類の内容等
申請書(1部)		申請書様式1部(申請地4ha超は2部)
許可書(1部)		許可書様式1部
添付書類一式 (以下の表を参照)		1部提出(申請地4ha超は副1部)

### (1) 通常の添付書類 正1部提出(申請地4ha超は副1部)

添付書類の種類	チェック欄	書類の内容等
土地登記簿謄本 (全部事項証明)		申請に係る土地の現に効力を有するものに限る。
土地の所有者であることが確認できる書類		必要に応じて、下記の書類を添付する。 ・相続後未登記の場合 ①相続関係系図 ②戸籍謄本 ③除籍謄本 ④相続放棄申述受理謄本等 ・住所変更後で未登記の場合 ①住民票 ・氏の変更後で未登記の場合 ①戸籍謄本等
住民票(謄本)		転用事業者がさくら市外の者の場合
位置図		縮尺1/25,000程度のもの
周辺見取図		申請地周辺の土地の利用状況の概要が確認できる図面 (住宅地図など)
公図写し		申請地及び隣接地の台帳地目、地番、地積、所有者氏名を表記すること。なお、次例の証明がなされていること (証明例) この公図写しは、宇都宮地方法務局〇〇支局備付け公図 (公図番号〇〇)を謄写したものに相違ありません。 〇年〇月〇日謄写 謄写者 住所 氏名 ㊤
特定図		申請地の位置を朱線により特定した測量図面で申請に係る土地の面積が記載されているもの。(分筆登記申請に添付する測量図と同等の精度のもの。※2部提出(ただし申請地4ha超は3部))
仮換地証明 (区画整理地)		区画整理地内に申請する場合、従前地と仮換地が確認できる資料 (本換地が完了している場合は不要)
代替性確認書類 (第1種農地・該当の第2種農地)		①土地の選定経過書(土地選定比較検討表) ②候補地位置図(公図写しのように地形が分かるもの) * 土地の所有者が確認できる公的な書類 (登記簿(ネット取得可)、固定資産税明細の写し、土地評価証明書 等)
土地利用計画図		縮尺1/500から1/2,000程度とし、開発区域界、建物・施設の配置・形状等が具体的に明らかにされた図面
平面図・立面図		施設の平面図で縮尺1/200～1/300程度のもの。
取水、排水計画図		当該転用事業に関連する取水、排水の計画図(開発区域内の集水計画、排水放流先まで明示する。) (合併処理浄化槽利用の場合、設備のカタログ等)
水利権者及び漁業権者等の同意書		例えば ・排水の放流同意書(第一次放流先) ・土地改良区水路の目的外使用許可
所有者又は耕作者の同意書		①所有権以外の権原に基づいて申請する場合 ・所有権者の同意書 ②申請地に係る農地につき地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権に基づく耕作者がいる場合 ・賃借権等の合意解約 ・耕作者の同意

書類の種類	チェック欄	書類の内容等
他法令の許認可書の写し又は許認可の手続き状況を証する書面		当該転用事業に関連して、他法令の許認可を了している場合又は許認可申請の受付中の場合、それぞれ許認可書写、許認可の受付状況等を証する書面
申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地の所有者の同意書		当該土地の所有者が申請者以外のものである場合
関係機関の議決等(議会、総会等)を証する書面		市、農業協同組合等で転用事業に当たって議決等を要する場合、議事録写しなど、それを証する書面
土地改良区の意見書		申請に係る農地が土地改良区内にある場合(ただし、意見を求めた日から30日を経過しても、その意見を得られない場合は、その事由書)
事業計画書		事業の目的、転用の必要性、転用面積の必要性、土地の選定理由、土地利用計画、周辺農地等への被害防除対策、資金計画、他法令等の受付状況等について。 <b>※別紙の記載例に基づいて作成してください。</b>
資金証明		転用事業を完了させるために必要とする資金の裏付けとなる書面を添付する。 一般的には、金融機関が発行する ①預金残高証明書 ②融資(見込)証明書 (①②共に申請前3か月以内のもの)融資元が金融機関以外の場合、当該融資元に係る残高証明書を添付する。
所有権移転請求権保全の仮登記、地上権、地役権、処分禁止の仮処分等の登記がなされている土地の場合、当該権利者の抹消同意		原則として、申請前に権利を抹消することが必要であるが、転用目的の実現の確実性が担保されれば、抹消同意又は転用に供することについての同意をもって、これに代えることができる。 なお、次の場合は添付不要とする。 ①設定された権利が抵当権等の担保物権の場合 ②行政機関等による差押等で担当間の連絡により同意の有無が確認できる場合 ③一時転用の場合
委任状・確認書(代理人申請時)		①代理人に申請手続を委任する旨の委任状(譲渡人及び譲受人) ②代理人が作成した申請書の内容を理解した上で、その通り事業を行う旨の確認書(譲渡人及び譲受人)

## (2)申請人が法人の場合に必要な添付書類

書類の種類	チェック欄	書類の内容等
法人登記簿謄本		
法人の定款、又は寄付行為の写し		定款の写しは、原本の内容と相違ない旨の証明がなされていること(申請が第5条第1項の規定によるものである場合は、いずれも譲受人に係るものに限る。)

(3) 転用目的により必要となる添付書類

転用目的	書類の種類	チェック欄	書類の内容等
砂利採取	採取計画認可申請書写し		採取計画認可申請書写し (採取計画書部分に限る。)
	埋土用土石の確保を証する書面		埋土用土石の売買契約書等の写し
	農地復元の保証書		次のいずれかの書類 ①砂利採取業者で構成する法人格を有する団体(その連合会を含む)による保証書 ②処理基準通達第6の1の(1)の①のウの(ア)のbに基づく書類
	砂利採取に係る農地転用実績書		前回許可地、前々回許可地の採取状況、埋戻し状況等を明らかにした書類
植林	周辺土地の利用状況図		縮尺1/600程度のもの(植林樹種を記載)
	隣接のうちの所有者及び耕作者の同意書		同意が得られない場合は、その理由書及び相隣関係について自己責任で解決する旨の覚書を添付する。
資材置場等 (資材置場のように建築物の建築を伴わないもの)	事業計画書(資材置場用)		転用の必要性、土地の選定理由等について具体的に記載したもの。
	決算書等		過去2年間分を添付
	事業経歴書		過去2年間分を添付(任意様式)
	過去に資材置場等を目的とした農地転用許可を受けている場合は、少なくとも前回及び前々回に係る農地転用実績書。		農地転用実績書には、許可の内容(許可年月日、許可番号、所在、許可面積、用途)、転用完了時期、現在の用途及び現在の利用者を記載する。用途や利用者が許可時と異なる場合は、その理由も記載する。 (今回初めて資材置場等を目的とした許可を受ける場合は、事業計画書にその旨記載することで省略可)
駐車場	決算書等		過去2年間分を添付
	事業経歴書		過去2年間分を添付(任意様式)
	過去に駐車場等を目的とした農地転用許可を受けている場合は、少なくとも前回及び前々回に係る農地転用実績書。		農地転用実績書には、許可の内容(許可年月日、許可番号、所在、許可面積、用途)、転用完了時期、現在の用途及び現在の利用者を記載する。用途や利用者が許可時と異なる場合は、その理由も記載する。 (今回初めて駐車場を目的とした許可を受ける場合は、事業計画書にその旨記載することで省略可)
建売住宅、特定建築条件付土地及び宅地分譲(共通)	建売住宅、特定建築条件付土地の転用実績書(宅地分譲のみの場合を除く)		前回許可地(他市町含む)の事業進捗状況等を記載したもの。
	宅地建物取引業免許証の写し		事業計画書の中で、免許番号、免許の日付の記載があれば、添付不要

転用目的	書類の種類	チェック欄	書類の内容等
特定建築条件付土地 (農林水産省:「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務処理要領」を参照してください)	当該申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置等を表示する図面		建売住宅の場合と同程度の土地利用計画書
	当該事業のすべてを実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面		申請時点で最終土地購入者が決まっている場合であっても当該事業のすべてを転用事業者自ら実施する資力が必要
	農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の契約書案		「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務処理要領」の要件を満たす契約内容であること
太陽光発電設備 (共通)	経済産業省の事業計画認定状況が確認できる書面の写し 又は売電小売事業者との売電契約書等の写し		「経済産業省の事業計画認定書」又は申請受付・承諾済みであることが確認できる書面(マイページのハードコピー等)の写し もしくは売電小売事業者に売電できることが確認できる書面
	電力会社との接続の同意を確認できる書面の写し		「接続契約のご案内」、「接続に係る規定に関する承諾のご案内」、「接続に係る規定に関する契約書」等
	事業計画書(太陽光発電設備用)		転用の必要性、規模の妥当性、土地の選定理由等について具体的に記載したもの
	太陽光発電施設に係る市条例に基づく協議経過書		「さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例」、「さくら市景観条例」に基づく協議経過を記載した書面(事業計画書に詳細を記載することで省略可)
	設備のカタログ		
	事業スキームフロー(必要に応じ添付する)		必要に応じ事業スキームがわかる事業スキームフロー等
	売電シミュレーション		20年、30年等 収支のシミュレーション
太陽光発電設備 (農地の法面または畦畔に設置するもの:一時転用)	太陽光発電設備の設計図		
	本地における営農計画書及び法面等の維持管理に関する計画書		
	営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面		営農型発電設備を設置する者と下部農地において営農する者が異なる場合

転用目的	書類の種類	チェック欄	書類の内容等
太陽光発電設備 (営農型:一時転用)  (農林水産省:「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」を参照してください)	営農型発電設備の設計図		
	下部農地における営農計画書		下部の農地における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載する
	営農型発電設備の設置による下部農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類		次のいずれかの書類 ①栽培する農作物の収量及び品質に関するデータ(例:試験研究機関による調査結果等) ②必要な知見を有する者の意見書(必要な知見を有する者は、例えば普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等が該当する) ③先行して営農型太陽光発電設備の設置に取り組んでいる者の栽培実績(さくら市内において行われているものに限る)
	営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを証する書面		
	下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書		毎年、下部農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を提出することを誓約する旨を記載した書面

上記以外にも、審査を行う上で必要な書類の添付を求められることがあります。

さくら市農業委員会 TEL 028-681-1124  
FAX 028-681-1483  
メール nougyouiinkai@city.tochigi-sakura.lg.jp